

江戸川区ものづくり企業地域共生推進支援事業 Q & A

< 総論 >

Q 1 本助成事業は、どのような目的で実施するのですか。

A 1 本助成事業は、区内の中小製造業事業者が操業環境を整備することにより、地域と調和し、近隣の生活環境の改善・向上を図るとともに、事業者が将来にわたり現在の場所で事業を継続できる環境づくりを進めることを目的としています。

Q 2 改修工事等の請負(見積)事業者を紹介してもらうことはできますか。

A 2 本助成事業が区内産業の活性化に繋がることを期待し、区内の建設事業者に請け負っていただきと考えております。つきましては、外注先、調達先は区内事業者の活用を検討していただきたく、区内事業者から最低 1 件の見積書のご提出をお願いします。ただし、区内建設事業者が請負事業者となることが、本助成事業の要件としているわけではありません。

なお、建設工事等については、江戸川建設業協会から協力事業者の紹介を受けています。

< 申請 >

Q 3 本助成事業の対象者はどのような事業者ですか。

A 3 本助成事業は、区内に本社を有する中小製造業事業者(注1)で、区内の工場等の操業環境の向上を図るために防音や防振、防臭対策を講じる事業者を対象としています。

(注1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者で、製造業、機械修理業その他これに準ずると江戸川区長が認める事業を営む者で 1 年以上操業していること

Q 4 区内に本社があるが、工場が区外にある場合、本助成事業の対象となりますか。

A 4 対象となりません。本助成事業を利用して整備する事業所（工事）は、区内に所在するものを対象としています。

Q 5 助成限度額（375万円）の範囲内であれば、何回でも申請できますか。

A 5 本助成事業は、同一年度内の申請は 1 回までとさせていただきます。

Q 6 申請期限はありますか。

A 6 事業が3月15日までに実施完了するスケジュールで事業の開始前までに申請ください。

< 対象事業・経費 >

Q 7 本助成事業では、どのような経費が助成対象となりますか。

A 7 本助成事業は、工場の操業環境の改善（防音・防臭・防塵・防振等）を目的とした施設・設備の整備（改修・設置）に係る経費を助成の対象としています。具体例は、下記のとおりです。

<例>

- 壁補強等、操業時の騒音・振動対策に必要な整備
（二重壁、床仕上、天井仕上、二重扉・窓、出入口扉シャッターの改修等）
- 生産事業（生産・加工・組立）の工程上必要な設備で建物に付帯するものの整備（動力用電気設備、ボイラー設備、クレーン、排ガス処理装置等）
- 排煙設備、空調設備の整備

Q 8 住居兼工場を整備する場合、住宅部分の改修経費も対象となりますか。

A 8 本助成事業の助成対象経費は、工場部分に係る改修経費が対象となります。つきましては、住居兼工場を整備する場合は、住居部分の改修経費を除いた部分が助成の対象となります。

Q 9 助成対象事業が操業環境の改善に繋がったという成果は、どのように判断されるのですか。

A 9 本助成事業は、操業環境の改善として、工場等の防音・防振・防臭対策を講じていただくものです。つきましては、対策を講じる内容について、構造上改善する点や数値的根拠などをお示しいただきます。また、必要に応じて職員が現場確認をさせていただきます。

Q 10 かかった経費のうち、助成対象にできないものはありますか。

A 10 次に掲げる経費は、助成金の対象になりません。

- (1)消費税及び地方消費税、振込手数料、運送料、交通費、通信費、光熱費等
- (2)飲食代と認められるもの
- (3)リース等について、助成対象期間に属さないもの
- (4)委託契約において、委託先の資産となるもの
- (5)見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳簿類が不備なもの
- (6)対象事業者が行う地域共生推進事業以外の事業と混同して支払が行われており、助成対象経費として区分ができないもの
- (7)手形、小切手又はクレジットカードにより支払が行われているもの

(8) 契約から支払までの一連の手続きが対象期間内に行われていないもの

(9) その他区長が助成対象経費と認めないもの

なお、設備更新にあたり旧設備を売却した際に収入がある場合、収入額を補助対象経費から除いて助成金を算出しますのでご了承ください。

Q11 設備更新を行う際に旧設備を撤去するための費用が発生する場合、撤去費用は助成金の対象に含まれますか。

A11 含めることは可能ですが、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を確認させていただくことが条件です。産業廃棄物は法令に則り適切な処分を行って下さい。詳細は環境省のホームページ等をご確認ください。

なお、本助成金は設備更新を行う場合、実績報告時までに旧設備を処分（廃棄・売却等）する必要があります。

鉄くずといった専ら物について、再生利用目的として扱う場合（産業廃棄物管理票の交付を要しない場合）でも状況確認資料として、業務委託契約書等を確認させていただく場合があります。廃棄物を無償で引き取ってもらったという場合でも、書面による委託契約を締結する必要がありますのでご注意ください。

< その他 >

Q12 助成対象事業の実施にあたり、関係法令上の手続きはどのようにすべきですか。

A12 助成対象事業が関係法令上必要な手続きがある場合は、本助成事業の申請と併せて関係各所において手続きを行う必要があります。

なお、「建築基準法」に関することについては都市開発部建築指導課に、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に関することについては環境部環境課にご相談ください。

Q13 助成対象事業の実施にあたり、融資を利用することは可能ですか。

A13 助成対象事業の実施に係る自己資金については、融資の利用を含めてご検討ください。

Q14 助成対象事業が完了しないと助成金は交付されないでしょうか。

A14 本助成金の交付には、助成対象事業が助成対象期間内（3月15日まで）に完了し、同期間内に実績報告書をご提出いただくことが必要です。

（令和8年4月1日）